

## 平成25年第1回小笠原村議会臨時会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



### 第 1 号 (4月23日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○会議時間の延長	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○会期の決定	6
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第35号から議案第39号までの上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第40号及び議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○小笠原農業委員会委員の推薦について	23
○資料の訂正	23
○閉議及び閉会	24
○署名議員	25



小笠原村告示第4号

平成25年第1回小笠原村議会臨時会を下記のとおり招集する。

平成25年4月15日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成25年4月23日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

不応招議員（なし）

## 平成 2 5 年 第 1 回 小 笠 原 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 4 月 2 3 日 (火曜日) 午後 3 時 3 0 分開会

- 第 1 報告第 1 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (専決処分)
- 第 2 報告第 2 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (専決処分)
- 第 3 報告第 3 号 平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (専決処分)
- 第 4 議案第 3 5 号 扇浦浄水場整備工事 (土木その 2) 請負契約の締結について (案)
- 第 5 議案第 3 6 号 扇浦浄水場整備工事 (建築) 請負契約の締結について (案)
- 第 6 議案第 3 7 号 扇浦浄水場整備工事 (建築電気 I) 請負契約の締結について (案)
- 第 7 議案第 3 8 号 扇浦浄水場整備工事 (機械 I) 請負契約の締結について (案)
- 第 8 議案第 3 9 号 扇浦浄水場整備工事 (電気 I) 請負契約の締結について (案)
- 第 9 議案第 4 0 号 奥村交流センター整備工事 (建築) 請負契約の締結について (案)
- 第 1 0 議案第 4 1 号 奥村交流センター整備工事 (電気) 請負契約の締結について (案)
- 第 1 1 小笠原村農業委員会委員の推薦について

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

---

欠席議員（なし）

---

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	江尻康弘君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	今野満君	村民課長	斎藤実君
村民課副参事	村井達人君	医療課長	佐々木英樹君
産業観光課長	渋谷正昭君	自然管理員 専門委員	岩本誠君
建設水道課長	篠田千鶴男君	建設水道課 副参事	増山一清君
母島支所長	箭内浩彌君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	牛島康博君		

---

欠席説明員（なし）

---

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	竹田洋子君
------	---------	----	-------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） ただいまから平成25年第1回小笠原村議会臨時会を開会いたします。

初めに、当村議会の2代目の議長を務められました佐々木弘夫氏が、今年13日にご逝去されました。ここに、故佐々木弘夫氏のご逝去に対し、深く哀悼の意を表すとともに、謹んでご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

○事務局長（セーボレー孝君） 全員ご起立ください。

黙禱。

（黙 禱）

○事務局長（セーボレー孝君） 黙禱を終わります。

ご着席ください。

○議長（佐々木幸美君） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

（午後3時30分）

---

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、高橋研史君及び7番、稲垣勇君を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成25年4月15日付小笠原村告示第4号をもって、本臨時会の招集通知がありました。

次に、村長より4月12日付で、小笠原村農業委員会委員の推薦依頼、また4月19日付で、

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決した事件の報告が4件並びに議案7件の送付がありました。

次に、村長より4月1日付で、議会説明員の変更通知、4月15日付で、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、教育長より4月1日付で、議会説明員の変更通知、4月16日付で、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、4月9日、議長佐々木幸美君が議員1名とともに母島小中学校の入学式に出席しました。

次に、同日、副議長鯉江 満君が議長代理で小笠原小学校、小笠原中学校、都立小笠原高等学校の入学式に出席しました。

次に、4月14日、議長佐々木幸美君が村長とともに、報道された安倍総理大臣一行との懇談、会食に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、長谷部勝久君及び池田 望君より3月26日付で、例月出納検査の結果報告がありました。

報告は以上でございます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日4月23日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日4月23日の1日間と決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第1、報告第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第1号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成25年4月23日。小笠原村長、森下一男。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） それでは、改正条例の条文が長文にわたりますことから、別途配付をさせていただきました説明資料によりまして、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

小笠原村村税条例改正の説明資料でございます。

まず最初に、平成26年度から平成50年度までに限り、寄附金税額控除の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税割2.1%を乗じて得た率を加算するという改正がございます。こちらは第34条の7及び附則第7条の4関係でございます。施行は平成26年1月1日となります。

次に、独立行政法人森林総合研究所に関する特例措置等の廃止でございます。こちらは第54条及び第131条関係でございます。

次に、延滞金等の利率の見直し、これは次のページに資料を添付してございます。そちらをご参照いただきたいと思います。条文につきましては、附則第3条の2及び附則第4条関係でございます。こちらにつきましては、平成26年1月1日施行でございます。

次に、個人村民税における住宅借入金等特別控除の延長等でございます。こちらは、条文につきましては附則第7条の3の2関係でございます。施行は平成27年1月1日でございます。

次に、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置でございます。条文は附則第10条の2第3項の関係でございます。

次に、東日本大震災により被災した土地等における譲渡の課税の特例でございます。こちらは、条文関係は附則第22条の2の関係でございます。

ご説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

報告第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第2、報告第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 報告第2号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決処分)。

上記の報告を承認されたい。

平成25年4月23日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、江尻君。

○総務課長(江尻康弘君) ご説明いたします。21ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成25年3月30日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成24年3月30日に公布されたことに伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要性が生じたが、議会を

招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものである。

22ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年8月24日条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。（3）特定継続世帯9,450円。

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。（3）特定継続世帯3,750円。

第23条第1号イ（1）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。（3）特定継続世帯6,615円。

第23条第1号エ（1）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。（3）特定継続世帯2,625円。

第23条第2号イ（1）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。（3）特定継続世帯4,725円。

第23条第2号エ（1）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。（3）特定継続世帯1,875円。

23ページをお開きください。

第23条第3号イ（1）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。（3）特定継続世帯4,725円。

第23条第3号エ（1）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。（3）特定継続世帯750円。

附則第17項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附則。

(施行期日)。

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)。

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の小笠原村国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

次の24ページから27ページに新旧対照表を添付してございます。また、先ほどの村税条例と同様に、説明の資料を別に配付させていただいております。

この専決処分につきましては、まず保険税の軽減制度に係る特例がございます。国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の暫定の特例を恒久化するというものでございます。軽減判定所得というものは、保険税の軽減を行う場合の判定基準となる所得額でございます。

次に、世帯割に係る配慮でございます。後期高齢者医療制度への移行により単身世帯、これを特定世帯というものでございますけれども、となるものに対しまして、世帯別平等割額を5年間2分の1減額措置をするという現行措置につきまして、その後4分の1減額する措置を3年間延長するというを追加するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご承認のほどお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

報告第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第3、報告第3号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 報告第3号 平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(専決処分)。

上記の報告を承認されたい。

平成25年4月23日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 財政課長、今野君。

○財政課長(今野 満君) それでは、平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(専決処分)について説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお開きください。

専決処分書でございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

平成25年3月29日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由でございます。

予算の調整を図ることによりまして、予算の増額の必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただいたものでござ

います。

内容につきましては、31ページをお開きください。

31ページ、予算総則でございます。

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,640万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日。小笠原村長、森下一男。

内容については今説明いたしますが、32ページが第1表、歳入でございます。33ページが歳出で、款項の区分ごとの金額でございます。

内容につきましては、予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。

予算説明書、第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。35ページ、歳入、36ページに歳出が記載されてございます。

内容につきましては、皆様お手元のA3判、予算説明書のほうで次項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

A3判のほうをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳出のほうですが、一般被保険者療養給付費、こちらの療養給付費の必要な給付費用が大きな増額となることによりまして、予算の調整をさせていただいております。決算見込みに基づきました予算の調整であることをご理解ください。

まず、歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年度分でございます。療養給付費等国庫負担金の増額分1,300万円を計上してございます。

次に、国庫補助金、調整交付金の普通調整交付金の減額分、マイナス1,300万円の減額となっております。

次に、療養給付費交付金、療養給付費交付金、療養給付費交付金の現年度分でございますが、療養給付費交付金の減額分、マイナス350万円を計上してございます。

次に、都支出金、都負担金、第一号都道府県調整交付金でございます。700万円の増額分を計上してございます。

次に、第二号都道府県調整交付金でございます。500万円の金額を計上しております。

次に、都補助金、給付費等補助金でございます。210万円の増額分を計上してございます。

次に、共同事業交付金、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございます。マイナス1,900万円の減額分を計上しております。

次に、保険財政共同安定化事業交付金でございますが、1,200万円の増額分を計上しております。

増減分を合わせまして、歳入合計でございます。既定額 2 億9,280万7,000円に対しまして、補正額360万円、計 2 億9,640万7,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金でございます。一般被保険者に対する療養給付費の増額分1,700万円を計上させていただいております。

次に、退職被保険者等療養給付費、負担金補助及び交付金ですが、マイナス250万円、減額分を計上しております。

次に、高額療養費、退職被保険者等高額療養費、負担金補助及び交付金でございますが、マイナス170万円の減額分を計上しております。

次に、出産育児諸費、出産育児一時金、負担金補助及び交付金でございます。マイナス120万円の減額分を計上しております。

次に、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、こちらは財源更正でございます。

次に、前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金の負担金補助及び交付金、マイナス600万円の減額分を計上させていただいております。

次のページをお開きください。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金は財源更正でございます。

次に、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費、委託料につきましては、マイナス200万円、減額分を計上しております。

歳出合計でございます。既定額 2 億9,280万7,000円、補正額360万円、計 2 億9,640万

7,000円。

説明につきましては以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） A3の資料の2ページの後期高齢者支援金で、財源更正の中で特定財源が国・都支出金で400万円の減額、あと、その他で900万円の減額で、これが一般財源に変わっているわけです。結構な金額が一般財源に回ったなというふうに感じておるんですが、この財源更正になった理由をまずはお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 今回の補正予算につきましては、先ほど説明させていただきましたように決算見込みによる財源の調整も含めまして調整をしております。先ほど歳入のほうで、国庫支出金のほうでの1,300万円の増額も含めまして、各財源がいろいろ増加したものの、減額したものがございますので、国民健康保険特別会計の中で財源の調整をしております。いわゆる一般財源といいますと国民健康保険税の関係になろうかと思いますが、保険税については特に財源調整をしておりませんので、今回の歳入予算の中で必要な財源を増加したものの、減額したもので調整しております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。

もう一点、同じくA3の3ページで保健事業費で、特定健康診査等事業費で当初の予算が578万9,000円となっているのが200万円の減額ということになってはいますけれども、この理由は何でしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 健康診査については、いろいろ制度が変わったことについては以前にも説明させていただいておりますが、国民健康保険については、国民健康保険被保険者に対して健康診査を行うことになっております。この場合の費用でございますが、予算計上時はある程度このくらい的人数が健康診査を受けるだろうということで予算額を設定しておりましたが、実績によりまして若干減額になったということでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 当初の予算が578万9,000円で200万円の減額ということで、若干では

ないと思うんですけれども、その辺、村民課長。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、斎藤君。

○村民課長（斎藤 実君） 詳細な資料の持ち合わせがございませんけれども、従前来からご説明しているとおり、医療費関係を含めて、こういうふうな健保費の予算措置をした場合、前年度比の分を想定して予算化しております。それが今回、その分だけ減ったということでご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第35号から議案第39号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第4、議案第35号から日程第8、議案第39号までの議案5件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第35号から第39号までを一括して提出させていただきます。

議案第35号は扇浦浄水場整備工事（土木その2）請負契約の締結について（案）、議案第36号は扇浦浄水場整備工事（建築）請負契約の締結について（案）、議案第37号は扇浦浄

水場整備工事（建築電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）、議案第38号は扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）請負契約の締結について（案）、議案第39号は扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、議案第35号から議案第39号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。

議案第35号でございます。扇浦浄水場整備工事（土木その2）請負契約の締結について（案）。

扇浦浄水場整備工事（土木その2）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- 2、契約件名、扇浦浄水場整備工事（土木その2）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億6,905万円。
- 5、契約の相手、五洋・大昭建設共同企業体。

契約の資料につきましては、次のページ、3ページに添付しております。

次、議案第36号にまいります。

5ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（建築）請負契約の締結について（案）。

扇浦浄水場整備工事（建築）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- 2、契約件名、扇浦浄水場整備工事（建築）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億1,290万円。

5、契約の相手、五洋建設株式会社。

契約資料につきましては、次ページ、6ページに添付してございます。

次に、議案第37号でございます。

8ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）。

扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- 2、契約件名、扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、6,909万円。
- 5、契約の相手、株式会社ときわ。

契約資料につきましては、次ページ、9ページに添付してございます。

次に、議案第38号でございます。

11ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）請負契約の締結について（案）。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- 2、契約件名、扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、7億2,240万円。
- 5、契約の相手、前澤工業株式会社。

契約資料につきましては、12ページ、次のページに添付してございます。

次に、議案第39号でございます。

14ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- 2、契約件名、扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2億6,880万円。
- 5、契約の相手、昱株式会社。

契約資料は、次ページ、15ページに添付してございます。

以上5件、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 6ページの工事概要の下のほうに「構内舗装及び排水路・フェンス・植栽等の外構工事は除く」、この工事の請負はどこに入っているんでしょう。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 外構関係の工事につきましては、最終的に浄水場の整備を行った一番最後に、フェンスだとか、それからのり面の植栽とか、いわゆる体裁を整えるための仕事が最後に残ります。それは、最終的には平成26年に事業を予定しております。

○議長（佐々木幸美君） ほかに。

杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この契約の方法についてちょっと確認したいんだけど、電気工事、建築電気Ⅰというと9ページ、そして21ページ、これは基本的には今の説明、当然指名競争入札だぞというふうに言っていますけれども、指名業者が1社ということは、どうも随意契約、特名に近いような感じを与えるということだと思いますけれども、この指名業者が1社になった理由を聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 本件工事、2件ともそういう形になりますが、建築に伴う電気工事ということでございます。

基本的に、島内の業者で施工可能である工事でございますので、小笠原村としましては島

内の業者に発注をするべく札かけをしております。札かけをしておりますが、実際に指名を希望された業者が1社しかおらなかったという事情もございます。その中で、村としても指名業者選定委員会の中でやむを得ず1社の指名にとどまったということもございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） だから、金額が金額なので改めて聞いているわけだけれども、ということは、島内業者を育成するというのは大事だから、それは当然の話だと思う。しかし、昨今の入札を見ていると、わけのわからない話の業者もいっぱい入ってきているわけですよ。ほかの分野では、そういう形で内地にも呼びかけたり、ちゃんと流している。やはり私は、金額が金額なだけに、指名競争入札の原則は守らなきゃいけない。

これについて、村長にお聞きしますけれども、今後、やはり島内業者の育成は大事です。ただし、基本の原則である指名競争入札という入札の原理も私は大事だと思います。また、それを金額によってある程度設定するとか、そういう部分もまた考えられると思いますけれども、私はやはり原理原則の指名競争入札、2社以上の参加があってやるのが当然市場原理だと思いますけれども、このまま、電気に関して言えば、今、島内に1社しかないわけです。それはわかります。今後もこういう形で、金額の多寡にかかわらず指名競争入札という形でこういう方法をとっていくのかどうかを村長にお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、入札指名委員会等については、私は関与しない、副村長以下のところでございますので、私は政策的な立場から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、原則的に指名競争であるのに1社というのは好ましくないというのは原則論でございます。それは杉田議員のおっしゃるとおりだと思います。

札かけをした時点で、島内に能力がある業者が1社しかないというわけではございません。希望したのが1社ということもございますので、まず、その辺はご理解を賜りたいと思います。その上で、やはり私は地元で事務所を持って地元で根差した業者を、村の仕事としては、育成ということもありますけれども、島内業者にやっていただくのが好ましいというふうに思っておりますので、これから私にできることは、指名選定委員会のほうに、なるべく島内業者に、札かけをした場合に名乗りを上げていただけるような何かそういうことを考えていくということで指名競争入札ということがきちんと機能するようなこと、これを考えてまいりたい、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それでは、今、副村長が指名選考委員会を代表しているということで、改めて副村長にお伺いしても申しておきますけれども、やはり島内業者の育成、これは地場産業育成の部分でもあり、それは大事だと思います。ただ、何でもかんでも、入札を呼びかけたけれども1社しか参加しなかったと。それは会社の能力云々はあると思います。

そこで、改めて私は副村長にお伺いしておきますけれども、先ほども私は言いましたけれども、例えば、今、村長がいみじくも島内に地盤がある業者を優先と。しかし、昨今の入札を見ていると、そういう傾向だけではなく、要は何だかわけのわからないような事業者もいろいろと参加しているような話もちらほら聞いています。うわさかもわかりませんがね。そういう意味も含めて、やはり指名競争入札制度のちゃんとした定義をもってこれからも進めていただきたいと思うので、こういう形で、外に出ないからいいですけども、指名競争で1社だけの指名競争入札というのは考えても芳しくないと思うので、この辺を考えながら今後の入札に関してもぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木幸美君） いいですか。

（「何かあれば、副村長」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 何もないですか。

（「そのとおりなら、そのとおりと」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 杉田議員の質問にお答えします。

今、村長のほうから話があったように、地場産業、そして小笠原村の中で事業を営んでいる業者さんの優先的な指名ということで、これまでも取り組んでおります。ただ、金額の多寡によって、自分がその事業を行えるかどうかという判断はそれぞれの業者さんがして指名の申し込みをします。入札申し込みは出席しています。来庁するというのに、審議の上、特に疑義がないというところで、1社しか申し込みがない場合の1社指名、金額の入札を行っております。予定金額以内であれば落札、それ以外であれば落札しない、不調ということで、これまでもやってきております。

申し込み業者が2社以上になるように今後育成はしていきたいと思いますが、これからのこの島の業者の呼び方というんですか、そこにゆだねられるところが大きいと思います。内地から特段業者を指名してオープンにするということは、今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ちょっと訂正させてください。私、今、わけのわからない業者が入っているという言い方をしましたけれども、そういうことではなくて、島に一番長い業者の方が入っている場合もあるような話も聞いているので、入札制度に関しては改めて見直していくところがあれば見直していただきたい、こういうことです。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第35号から議案第39号までの議案5件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第35号から議案第39号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号及び議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第9、議案第40号から日程第10、議案第41号までの議案2件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第40号から第41号までを一括して提出させていただきます。

議案第40号は奥村交流センター整備工事（建築）請負契約の締結について（案）、議案第

41号は奥村交流センター整備工事（電気）請負契約の締結について（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、議案第40号及び第41号について説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

議案第40号でございます。奥村交流センター整備工事（建築）請負契約の締結について（案）。

奥村交流センター整備工事（建築）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、奥村交流センター整備のため。
- 2、契約件名、奥村交流センター整備工事（建築）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2億1,262万5,000円。
- 5、契約の相手、杉田建設興業株式会社。

契約資料につきましては、次ページ、18ページに添付してございます。

次に、議案第41号でございます。

20ページをお開きください。

奥村交流センター整備工事（電気）請負契約の締結について（案）。

奥村交流センター整備工事（電気）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、奥村交流センター整備のため。
- 2、契約件名、奥村交流センター整備工事（電気）。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、7,644万円。
- 5、契約の相手、株式会社ときわ。

次ページ、21ページに契約資料を添付してございます。

2件あわせまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第40号から議案第41号までの議案2件を一括して採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第40号から議案第41号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎小笠原農業委員会委員の推薦について

○議長（佐々木幸美君） 次に、日程第11、小笠原村農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

農業委員会等に関する法律第4条第2項及び第12条第2項に基づき、議会推薦の農業委員は1名とし、稲垣 勇君を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は稲垣 勇君を推薦することに決定いたしました。

---

◎資料の訂正

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 大変申しわけございません。

先ほどご承認いただきました国保税条例の一部を改正する条例（案）の専決処分理由のところにて誤りがございましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思っております。

21ページをお開きください。

専決処分理由の中に、地方税法の一部を改正する法律が「平成24年3月30日に公布」されたことに伴いという記載がございますが、こちらは「平成25年3月30日に公布」ということの誤りでございます。ここで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（佐々木幸美君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第1回小笠原村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 高 橋 研 史

署 名 議 員 稲 垣 勇

# 議案等審議結果表

## 第 1 回臨時会議案等審議結果表

提出月日（平成 2 5 年 4 月 2 3 日）

議決月日（平成 2 5 年 4 月 2 3 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 1 号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 2 号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 3 号	平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（専決処分）	原案承認
議案第 3 5 号	扇浦浄水場整備工事（土木その 2）請負契約の締結について（案）	原案可決
議案第 3 6 号	扇浦浄水場整備工事（建築）請負契約の締結について（案）	原案可決
議案第 3 7 号	扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）	原案可決
議案第 3 8 号	扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）請負契約の締結について（案）	原案可決
議案第 3 9 号	扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）	原案可決
議案第 4 0 号	奥村交流センター整備工事（建築）請負契約の締結について（案）	原案可決
議案第 4 1 号	奥村交流センター整備工事（電気）請負契約の締結について（案）	原案可決

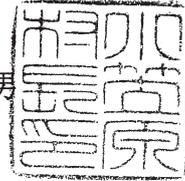
別

冊

25小笠原総第224号  
平成25年4月15日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成25年第1回小笠原村議会臨時会の招集について（通知）

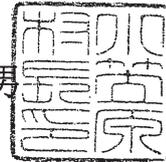
本日、別紙写しのとおり、平成25年第1回小笠原村議会臨時会を招集する告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第4号

平成25年第1回小笠原村議会臨時会を下記のとおり招集する。

平成25年4月15日

小笠原村長 森 下 一 男



記

- 1 期 日 平成25年4月23日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂
3. 付議事件
  - (1) 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (専決処分)
  - (2) 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (専決処分)
  - (3) 平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)  
(専決処分)
  - (4) 扇浦浄水場整備工事 (土木その2) (案)
  - (5) 扇浦浄水場整備工事 (建築) (案)
  - (6) 扇浦浄水場整備工事 (建築電気Ⅰ) (案)
  - (7) 扇浦浄水場整備工事 (機械Ⅰ) (案)
  - (8) 扇浦浄水場整備工事 (電気Ⅰ) (案)
  - (9) 奥村交流センター整備工事 (建築) (案)
  - (10) 奥村交流センター整備工事 (電気) (案)

25 小笠原議第 19 号  
平成 25 年 4 月 15 日

議 員 各 位

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸 美

平成 25 年第 1 回小笠原村議会臨時会の招集について

平成 25 年 4 月 15 日付 25 小笠原総第 224 号により、平成 25 年小笠原村告示第 4 号をもって、平成 25 年 4 月 23 日、平成 25 年第 1 回小笠原村議会臨時会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 2 項の規定により、午後 3 時 30 分開会といたします。

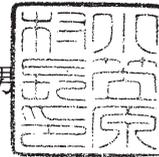
記

1. 開催日時 平成 25 年 4 月 23 日(火) 午後 3 時 30 分
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

25小笠原総第258号  
平成25年4月19日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



議案の送付について

平成25年第1回小笠原村議会臨時会に提出するため、下記議案を送付します。

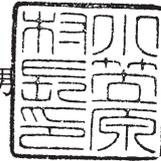
記

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 議案第35号 | 扇浦浄水場整備工事（土木その2）請負契約の締結について（案） |
| 議案第36号 | 扇浦浄水場整備工事（建築）請負契約の締結について（案）    |
| 議案第37号 | 扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）請負契約の締結について（案） |
| 議案第38号 | 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）請負契約の締結について（案）   |
| 議案第39号 | 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）   |
| 議案第40号 | 奥村交流センター整備工事（建築）請負契約の締結について（案） |
| 議案第41号 | 奥村交流センター整備工事（電気）請負契約の締結について（案） |

25小笠原総第257号  
平成25年4月19日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決した下記事件を、同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

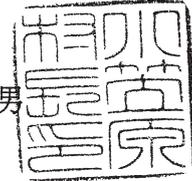
記

報告第1号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）
報告第2号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）
報告第3号	平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号） （専決処分）

25小笠原総第31号  
平成25年4月1日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



小笠原村議会説明員の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり説明員を変更したので通知いたします。

記

（委任取り消し：平成25年3月31日付）

総務課企画政策室長	湯 村 義 夫
医療課長	樋 口 博
建設水道課長	増 山 一 清
建設水道課副参事	篠 田 千鶴男

（委任：平成25年4月1日付）

総務課企画政策室長	樋 口 博
医療課長	佐々木 英 樹
建設水道課長	篠 田 千鶴男
建設水道課副参事	増 山 一 清

25小笠原教第 53号  
平成 25年4月 1日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会教育長  
伊 藤 直 樹



小笠原村議会説明員の変更について（通知）

このことについて、平成25年4月1日付で下記のとおり説明員を  
変更したので通知いたします。

変更前：教育課長 佐々木 英樹

変更後：教育課長 牛島 康博

25 小笠原議第 20 号  
平成 25 年 4 月 15 日

小笠原村長  
森 下 一 男 殿

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸 美

### 説明員の出席要求について

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年第 1 回小笠原村議会臨時会に平成 25 年 1 月 7 日付 24 小笠原総第 1587 号及び小笠原総第 1588 号、平成 25 年 4 月 1 日付 25 小笠原総第 31 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

### 記

1. 開催日時 平成 25 年 4 月 23 日(火) 午後 3 時 30 分
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

25 小笠原議第 20 号  
平成 25 年 4 月 15 日

小笠原村教育委員会  
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸 美

### 説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年第 1 回小笠原村議会臨時会に平成 25 年 1 月 4 日付 24 小笠原教第 667 号、平成 25 年 4 月 1 日付 25 小笠原教第 53 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

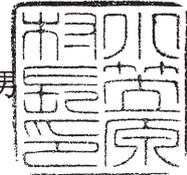
### 記

1. 開催日時 平成 25 年 4 月 23 日(火) 午後 3 時 30 分
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

25小笠原総第226号  
平成25年4月15日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成25年4月15日付25小笠原議第20号により要求のありました平成25年第1回村議会臨時会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席	
村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	江 尻 康 弘
総務課副参事	鈴 木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	今 野 満
村民課長	斎 藤 実
村民課副参事	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	渋谷 正 昭
建設水道課長	篠 田 千鶴男
建設水道課副参事	増 山 一 清
母島支所長	箭 内 浩 彌
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

25小笠原教第83号  
平成25年4月16日

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会  
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成25年4月15日付25小笠原議第20号(平成25年度第1回小笠原村議会臨時会)で要求のありました説明員は、以下のとおりです。

教育長 伊藤 直樹

教育課長 牛島 康博

# 議 案 の 部

## 報告第1号

### 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を改正する条例  
（別紙）

平成25年4月1日

小笠原村長  
森 下 一 男

#### 専決処分理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）が、3月30日に公布されたことに伴い、小笠原村村税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものである。

## 小笠原村村税条例の一部を改正する条例

小笠原村村税条例（昭和 43 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」の右に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第 54 条第 5 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）」を削る。

第 131 条第 4 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。）」を削る。

附則第 3 条の 2 中「、第 52 条」を削り、「延滞金の」の右に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 52 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 4 条第 1 項中「日本銀行法」の右に「（平成 9 年法律第 89 号）」を加え、「（以下本項」を「（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52

条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第 7 条の 4 中「附則第 5 条の 5 第 2 項」の右に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 10 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号等」に改め、同条第 2 項中「附則第 15 条第 10 項」を「附則第 15 条第 9 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 まで」を「、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」に改める。

附則第 22 条の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
附則第 17 条の 3 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附則第 18 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

附則第 22 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されて

いた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、「」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、「」に改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第 45 条第 4 項」を「附則第 45 条第 5 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 7 条の 4、第 17 条の 2 及び第 22 条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 26 年 1 月 1 日
- 2 附則第 7 条の 3 の 2 及び第 23 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 改正後の小笠原村村税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 25 年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 22 条の 2 第 2 項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が平成 25 年 1 月 1 日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第 23 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 26 年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 37 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 平成 25 年 4 月 1 日前に新法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 10 条の 3 第 6 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

報告第2号

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成25年3月30日

小笠原村長  
森 下 一 男

(専決処分理由)

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成24年3月30日に公布されたことに伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものである。

## 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年8月24日 条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 9,450円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 3,750円

第23条第1号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 6,615円

第23条第1号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 2,625円

第23条第2号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 4,725円

第23条第2号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 1,875円

第23条第3号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3)特定継続世帯 4,725円

第23条第3号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3)特定継続世帯 750円

附則第17項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の小笠原村国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

報告第3号

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
（別紙）

平成25年3月29日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

予算の調整を図ることにより、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

# 平成 2 4 年 度 小 笠 原 村

## 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

### ( 第 4 号 )

( 別 紙 )

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村  
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算  
予 算 総 則

平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,600 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 296,407 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 国 庫 支 出 金		83,111	0	83,111
	1. 国 庫 負 担 金	66,437	13,000	79,437
	2. 国 庫 補 助 金	16,674	△13,000	3,674
5. 療 養 給 付 費 交 付 金		7,930	△3,500	4,430
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	7,930	△3,500	4,430
7. 都 支 出 金		23,613	14,100	37,713
	1. 都 負 担 金	17,482	12,000	29,482
	2. 都 補 助 金	6,131	2,100	8,231
9. 共 同 事 業 交 付 金		48,819	△7,000	41,819
	1. 共 同 事 業 交 付 金	48,819	△7,000	41,819
歳 入 合 計		292,807	3,600	296,407

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
02. 保険給付費		135,167	11,600	146,767
	01. 療養諸費	108,006	14,500	122,506
	02. 高額療養費	19,253	△1,700	17,553
	04. 出産育児諸費	7,564	△1,200	6,364
04. 前期高齢者納付金等		9,285	△6,000	3,285
	01. 前期高齢者納付金等	9,285	△6,000	3,285
08. 保健事業費		5,795	△2,000	3,795
	01. 特定健康診査等事業費	5,789	△2,000	3,789
歳出合計		292,807	3,600	296,407

議案第 35 号

扇浦浄水場整備工事（土木その2）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成 25 年 4 月 23 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 24 号）第 2 条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

扇浦浄水場整備工事（土木その2）請負契約の締結について（案）

扇浦浄水場整備工事（土木その2）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（土木その2）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 169,050,000 円
- 5 契約の相手 五洋・大昭建設共同企業体  
代表者 五洋建設株式会社 取締役社長 村重芳雄  
代理人 東京土木支店  
執行役員支店長 越智 修

## 契 約 資 料

1. 件 名 扇浦浄水場整備工事（土木その2）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字二子 地内
3. 工 期 平成26年3月31日
4. 工 事 概 要 活性炭接触槽・沈殿池、樹脂回収槽、急速ろ過池・  
浄水池、濃縮槽、逆洗水槽等築造工事、二次造成工事  
（第2期）
5. 契約の相手 五洋・大昭建設共同企業体  
代表者 五洋建設株式会社 取締役社長 村重芳雄  
代理人 東京土木支店  
執行役員支店長 越智 修
6. 契約金額 169,050,000円
7. 入札経過
  - (1) 入札日 平成25年4月18日
  - (2) 指名業者 2業者  
五洋・大昭建設共同企業体  
前田・太平洋建設工事共同企業体
  - (3) 入札結果

	第1回入札	
五洋・大昭建設共同企業体	161,000,000円	落札
前田・太平洋建設工事共同企業体	170,000,000円	

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10  
0分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第36号

扇浦浄水場整備工事（建築）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

## 扇浦浄水場整備工事（建築）請負契約の締結について（案）

扇浦浄水場整備工事（建築）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

### 記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（建築）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 312,900,000 円
- 5 契約の相手 五洋建設株式会社 取締役社長 村重芳雄  
代理人 東京土木支店  
執行役員支店長 越智 修

## 契 約 資 料

1. 件 名 扇浦浄水場整備工事（建築）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字二子地内
3. 工 期 平成26年3月14日
4. 工 事 概 要 既設浄水場の老朽化に伴う新浄水場整備工事としての建築物5棟に係る新築工事。  
管理本棟、薬品棟、イオン交換棟、脱水機棟、  
資材倉庫・工作室、  
尚、構内舗装及び排水路・フェンス・植栽等の  
外構工事は除く。
5. 契約の相手 五洋建設株式会社 取締役社長 村重芳雄  
代理人 東京土木支店  
執行役員支店長 越智 修
6. 契約金額 312,900,000 円
7. 入札経過
  - (1) 入札日 平成25年4月17日
  - (2) 指名業者 3業者  
五洋建設株式会社  
杉田建設興業株式会社  
太平洋建設株式会社
  - (3) 入札結果

	第1回入札	第2回入札	
五洋建設株式会社	303,000,000 円	298,000,000 円	落札
杉田建設興業株式会社	305,000,000 円	300,000,000 円	
太平洋建設株式会社	辞退		

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10  
0分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第 37 号

扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成 25 年 4 月 23 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 24 号）第 2 条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）

扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 69,090,000 円
- 5 契約の相手 株式会社ときわ 代表取締役 常磐隆二

## 契 約 資 料

1. 件 名 扇浦浄水場整備工事（建築電気Ⅰ）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字二子地内
3. 工 期 平成26年3月14日
4. 工 事 概 要 電灯設備、動力設備、構内交換設備、  
テレビ共同受信設備
5. 契約の相手 株式会社ときわ 代表取締役 常磐隆二
6. 契 約 金 額 69,090,000 円
7. 入 札 経 過

(1) 入札日 平成25年4月17日

(2) 指名業者 1業者  
株式会社ときわ

(3) 入札結果

	第1回入札	第2回入札	第3回入札
株式会社ときわ	69,800,000 円	68,000,000 円	65,800,000 円 落札

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10  
0分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第 38 号

扇浦浄水場整備工事（機械 I）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成 25 年 4 月 23 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 24 号）第 2 条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

## 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）請負契約の締結について（案）

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

### 記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 722,400,000 円
- 5 契約の相手 前澤工業株式会社  
東京支店 執行役員支店長 齋藤 廣

## 契 約 資 料

1. 件 名 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字二子地内
3. 工 期 平成26年3月20日
4. 工 事 概 要 機器設計及び製作、小配管弁類、鋼製架台類、補助材料の調達、機器、材料の輸送（工事現場への搬入）
5. 契約の相手 前澤工業株式会社  
東京支店 執行役員支店長 斎藤 廣
6. 契約金額 722,400,000円
7. 入札経過

(1) 入札日 平成25年4月16日

(2) 指名業者 3業者  
前澤工業株式会社  
扶桑建設工業株式会社  
昱株式会社

(3) 入札結果

		第1回入札
前澤工業株式会社	688,000,000円	落札
扶桑建設工業株式会社		辞退
昱株式会社		辞退

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に100分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第39号

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

## 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）請負契約の締結について（案）

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

### 記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 268,800,000 円
- 5 契約の相手 昱株式会社 取締役 林 良市

## 契 約 資 料

1. 件 名 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字二子地内
3. 工 期 平成26年3月20日
4. 工 事 概 要 機器設計及び製作、機器の輸送（現場への搬入）
5. 契約の相手 昱株式会社 取締役 林 良市
6. 契約金額 268,800,000 円
7. 入札経過

(1) 入札日 平成25年4月18日

- (2) 指名業者 5業者
- 昱株式会社
  - 理水化学株式会社
  - 株式会社第一テクノ
  - 扶桑建設工業株式会社
  - 日本電気株式会社

(3) 入札結果

	第1回入札	
昱株式会社	256,000,000 円	落札
理水化学株式会社	280,000,000 円	
株式会社第一テクノ	293,000,000 円	
日本電気株式会社	辞退	
扶桑建設工業株式会社	辞退	

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第40号

奥村交流センター整備工事（建築）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

奥村交流センター整備工事（建築）請負契約の締結について（案）

奥村交流センター整備工事（建築）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 奥村交流センター整備のため
- 2 契約件名 奥村交流センター整備工事（建築）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 212,625,000 円
- 5 契約の相手 杉田建設興業株式会社  
小笠原支店 専務取締役支店長 沼田 行夫

## 契 約 資 料

1. 件 名 奥村交流センター整備工事（建築）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字奥村地内
3. 工 期 平成26年3月14日
4. 工 事 概 要 奥村交流センター整備  
本棟 新築 S造2階建て  
建築面積 442.07 m<sup>2</sup>、延床面積 708.10 m<sup>2</sup>  
倉庫棟 既存移設 S造1階建て  
建築面積 14.47 m<sup>2</sup>、延床面積 14.47 m<sup>2</sup>
5. 契約の相手 杉田建設興業株式会社  
小笠原支店 専務取締役支店長 沼田 行夫
6. 契約金額 212,625,000 円
7. 入札経過
  - (1) 入札日 平成25年4月17日
  - (2) 指名業者 3業者  
杉田建設興業株式会社  
太平洋建設株式会社  
五洋建設株式会社
  - (3) 入札結果

	第1回入札	
杉田建設興業株式会社	202,500,000 円	落札
太平洋建設株式会社	206,000,000 円	
五洋建設株式会社	210,000,000 円	

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に100分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第41号

奥村交流センター整備工事（電気）請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成25年4月23日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

## 奥村交流センター整備工事（電気）請負契約の締結について（案）

奥村交流センター整備工事（電気）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

### 記

- 1 契約の目的 奥村交流センター整備のため
- 2 契約件名 奥村交流センター整備工事（電気）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 76,440,000 円
- 5 契約の相手 株式会社ときわ 代表取締役 常磐隆二

## 契 約 資 料

1. 件 名 奥村交流センター整備工事（電気）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字奥村地内
3. 工 期 平成26年3月14日
4. 工 事 概 要 幹線設備、動力設備、電灯・コンセント設備、  
電話設備、有線テレビ設備、防災無線設備、  
自動火災報知設備、構内配電線路設備、  
構内弱電線路設備、外灯設備、自家発電設備、  
太陽光発電設備、光ケーブル設備（構外）
5. 契約の相手 株式会社ときわ 代表取締役 常磐隆二
6. 契約金額 76,440,000 円
7. 入札経過
  - (1) 入札日 平成25年4月17日
  - (2) 指名業者 1 業者  
株式会社ときわ
  - (3) 入札結果

	第1回入札	第2回入札	第3回入札
株式会社ときわ	78,800,000 円	75,800,000 円	72,800,000 円 落札

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10  
0分の5に相当する金額を加算したものである。